

坂水給発第1038号
平成30年11月1日

指定給水装置工事事業者各位

坂戸、鶴ヶ島水道企業団
企業長 齊藤芳久
(公印省略)

止水栓交換時の給水装置工事申請について（通知）

日頃より、坂戸市及び鶴ヶ島市管内における水道行政の推進にご理解、ご協力賜りありがとうございます。

先般、下記の事案が確認されたことに伴い、今後、止水栓交換を行った場合においては、しゅん工検査書類として、止水栓交換前・交換後（補修継手設置状況）の写真提出を義務付けるものとします。つきましては、止水栓交換の意義及び企業団の指示内容を再度、ご確認いただき、引き続き申請者の方へ丁寧な説明のうえ止水栓交換についてご判断いただくようお願いいたします。

記

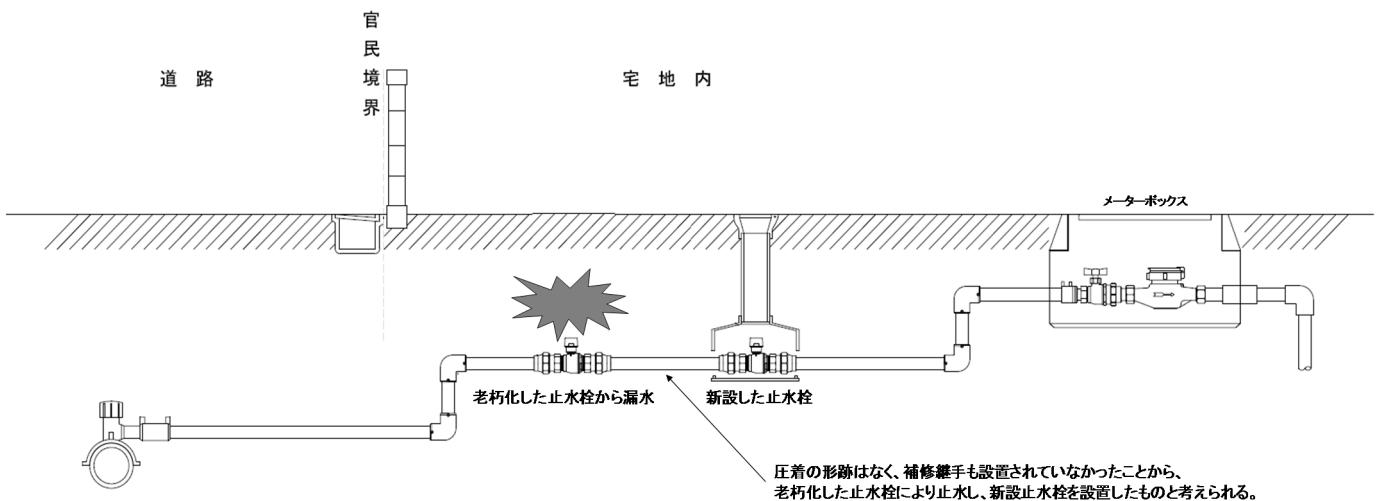
（事案内容）

平成30年9月、企業団で実施する漏水調査において、止水栓漏水を発見しました。当該止水栓漏水については、通常、所有者の同意等諸条件により企業団で無償修繕が可能ではありますが、止水栓交換を行った給水装置工事のしゅん工から1年に満たなかつたため施工不良と判断し、当該工事を施行した指定給水装置工事事業者において修繕するよう指示しました。

企業団からの指示により、当該事業者では修繕を試みましたが、掘削を進めていたところ、止水栓よりも手前（本管側）から漏水していることが判明しました。さらに掘削した結果、新設した止水栓の手前に交換されたはずの老朽止水栓が撤去されずに残っており、この老朽化した止水栓からの漏水であったことが判明しました（次頁「漏水状況イメージ図」参照）。

のことについて、施工事業者に事情を確認しましたが、実際には止水栓交換を自社で施工しておらず、申請者からはメーター以降の工事のみを依頼されていたとのことでした。

漏水状況イメージ図



(止水栓交換の意義及び企業団の指示内容)

止水栓交換の意義及び企業団の指示内容については、坂戸、鶴ヶ島水道企業団給水装置施工基準（施工編 53 頁）に次のとおり記載されています。

(1) 交換の理由

設置から相当年数経過する止水栓については、パッキンの経年劣化等による漏水の発生が懸念される。また、給水装置の漏水修繕区分に基づき、企業団において止水栓漏水等を修繕する場合であっても、修繕の妨げとなる障害物等の移動及び撤去、ブロック、タイル等特殊な材料、施工を要する場合の費用等は、所有者の負担となる。

以上を踏まえ、建築物等の建替え時であれば、止水栓の交換を容易に行うことができるから、しゅん工後、程なくして漏水が発生するなどのトラブルを未然に防止するため、改造工事の際は、既設止水栓の交換を推奨する。

(2) 交換の条件

現行承認品ではない昭和 56 年度以前（概ね 28000 以下の水栓番号）に設置した $\phi 13 \sim 25$ の止水栓については特に検討し、現地の状況を踏まえ、申請者に十分な説明を行った上で交換の有無を決定する。また、昭和 57 年度以降に設置した $\phi 13 \sim 25$ の止水栓及び $\phi 30$ 以上の止水栓においても、基本調査の際、交換の必要性について確認する。

なお、止水栓交換を行う場合、止水栓筐が現行承認品ではないときは、現行承認品に交換するよう努めるものとする。

(3) 施工方法

止水栓交換に伴う止水作業は圧着機により行い、圧着か所を補修継手（材料編参照）で保護する。

問合せ先

坂戸、鶴ヶ島水道企業団
給水課給水担当

049-283-1954